

平成29年4月から実施する入札・契約制度の改正等について

1 最低制限価格等の算定基準の改正

ダンピング対策の更なる強化のため、本市発注工事・関連委託の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げます（詳細は次ページ参照）。

2 工事契約の年間発注見通しの充実

JVの入札参加を促し、競争性を一層確保するため、予定価格の概算額区分（6区分）に加え、共同企業体運用基準（工事）の金額基準（例えば、建築種目では概ね7億円）に該当するなどJVとする可能性がある場合は、新たにその旨を記載します。

3 工事等級の格付に係る見直し

過去の落札実績をより適正に評価するため、昇格要件として、総合点数以外に求めている「過去5年間の現在の等級における落札実績」を「過去5年間の現在の等級以上における落札実績」に改めます。

（例）A等級で落札，B等級に格下げ，B等級で落札なしの場合
→ 総合点数が上がれば，A等級に格付可能

4 実施時期

上記1は、平成29年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記2は、平成29年4月に公表する発注見通しから実施します。

上記3は、平成29年5月に決定し、同年6月から適用する格付から実施します。

参考

- 1 工事発注時期の更なる平準化を図るため、平成30年度から、格付時期を現行の6月開始から4月開始に変更します。
- 2 これまでの早期発注の状況を踏まえ、平成29年4～5月の早期発注に当たっては、従来の「経審点数等で下限のみ設定する方式」から、原則として「平成28年6月の格付を用いた等級で発注する方式」に改めます。

最低制限価格等の算定基準の改正

1 工事

	現行		改正後 (H29. 4. 1～)
営繕工事以外の工事	【 範囲 】 予定価格の75%～92%	→	【 範囲 】 予定価格の75%～92%
	【 算定基準 】 ①直接工事費の <u>95%</u> ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額		【 算定基準 】 ①直接工事費の <u>97%</u> ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額
営繕工事	【 範囲 】 予定価格の75%～92%	→	【 範囲 】 予定価格の75%～92%
	【 算定基準 】 ① {直接工事費－(直接工事費の10%)} の <u>95%</u> ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費＋(直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額		【 算定基準 】 ① {直接工事費－(直接工事費の10%)} の <u>97%</u> ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費＋(直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額

2 工事関連の業務委託

	現行		改正後 (H29. 4. 1～)
測量	【 範囲 】 予定価格の3分の2～80%	→	【 範囲 】 予定価格の3分の2～80%
	【 算定基準 】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の <u>45%</u> } 合計額		【 算定基準 】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の <u>48%</u> } 合計額
建築設計・設備設計	【 範囲 】 予定価格の3分の2～80%	→	変更なし
	【 算定基準 】 ①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費の60% ④諸経費の60% } 合計額		
土木設計	【 範囲 】 予定価格の3分の2～80%	→	【 範囲 】 予定価格の3分の2～80%
	【 算定基準 】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の <u>45%</u> } 合計額		【 算定基準 】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の <u>48%</u> } 合計額
地質調査	【 範囲 】 予定価格の3分の2～85%	→	変更なし
	【 算定基準 】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の80% ④諸経費の45% } 合計額		
補償調査	【 範囲 】 予定価格の3分の2～80%	→	変更なし
	【 算定基準 】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の45% } 合計額		

※ 上記算定基準で算定した合計額にランダム係数(1.00から1.01までの範囲内で、0.001単位で無作為に抽出した数)を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額)に100分の108を乗じて算出します。